

動物愛護週間

時9月20日(火)～26日(月)



動物のいる生活は私たちに
を楽ませ、心を豊かにし
てくれます。

日本では、三世帯に一世帯が犬や猫などのペットを飼っているといわれますが、その一方で、飼い主の事情でペットが飼えなくなったり、捨てられたりするケースが少なくありません。

このような不幸なペットを減らすため、その動物の特徴や習性を正しく理解し、必要なしつけや訓練を行って、最後まで責任をもって飼いましょう。

飼い主としてのマナーをもう一度確認してください

犬の放し飼いは絶対にやめましょう。

犬の鳴き声で近所迷惑にならないようにしましょう。

猫は室内飼いを勧められます。

(生活環境課)

秋の全国交通安全運動

時9月21日(水)～30日(金)

平成23年スローガン

「あぶないよ

いそぎもちが

じこのもと」

一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を心がけましょう。

(生活環境課)

緊急速報エリアメール

8月22日(月)から、町内を対象に緊急速報エリアメールの運用が開始されました。

エリアメールとは、緊急地震速報や避難勧告などの緊急情報を、メールアドレスを用いず、その指定されたエリア内にある携帯電話に対し、無料で配信されるシステムです。

現在、このシステムを運用しているのは、(株)NTTドコモのみですので、受信できる携帯電話は、NTTドコモのみとなります。

また、機種によっては、受信設定の必要なものや受信できないものもありますので、対応機種の確認や受信設定の操作方法などについては、NTTドコモホームページでご確認ください。

HP <http://www.nttdocomo.co.jp/>
(生活環境課)

地域ぐるみ井戸水検査

熊野町公衆衛生推進協会では、安全で衛生的な水の確保と利用のため、井戸水検査を実施します。

▽申込期限

9月30日(金)

▽検査日程

11月中旬

※日程などの詳細は、申込者に個別にお知らせします。

内 一般細菌、大腸菌など13項目

¥9千500円

▽検査機関

財団法人広島県環境保健協会

申 熊野町公衆衛生推進協会事務局 (生活環境課内)

※個人で直接検査機関に申し込みすることも可能です。

問 熊野町公衆衛生推進協会 (生活環境課内) ☎820・5606

お知らせ9月



相談

各種相談についての

秘密は厳守します

お気軽に相談ください

人権ホットライン

ひとりで悩まないで、

電話してください

熊野町には4人の人権擁護委員がいます。この人権擁護委員がさまざまな悩みについて、適切なアドバイス、カウンセリングを行い、問題の解決、自己実現を図るために応援します。各委員への相談も可能です。

時9月16日(金)午前10時～正午、午後1時～3時

問 民生課 ☎820・5635

▽電話相談内容・人権の侵害に関する事、身の回りで気になる事、その他。

一日無料相談会

広島で活躍するさまざまな

国家資格を持つ専門家(弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーなど)の集まり「川の会」が、日常のさまざまな相談に応じます。相談の内容は問いません。

希望する人は10月5日(水)

までに総務課へ予約してください。

※相談時間は相談1件につき30分以内、全ての相談枠が埋まり次第、受け付けを終了します。なお、幅広く相談に応じたいため、過去に相談を受けた人の再度のご利用はお断りしています。

時10月13日(木)午前10時～正午、午後1時～3時

問 民生課 ☎820・5635

所役場3階会議室

申 問 総務課 ☎820・5606

弁護士による法律相談

法律に関する無料相談会を開催します。希望する人は、10月3日(月)から31日(月)までに民生課へ予約してください。

相談は5人までです。定員になり次第、締め切りですので、お早めに申し込みください。

時11月10日(木)

所役場1階会議室

申 問 民生課 ☎820・5635

お知らせ

終戦当時の引揚者の皆さんへ

税関では、次のものをお返ししています。

● 終戦時外地から引き揚げてこられた人が、上陸港の税関などに預けられた通貨、証券など。

● 外地の集結地において、総領事館などに預けられた証券などのうち、日本に送還されたもの。

返還の申し出は、直接ご本人からだけでなく、ご家族からでも結構です。

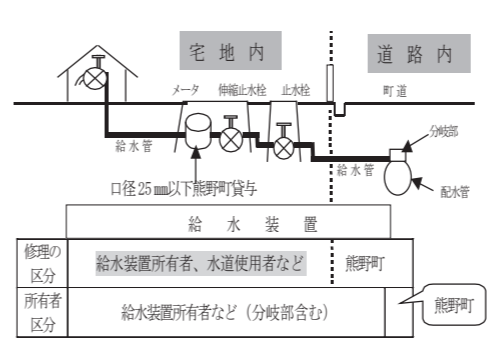
お心当たりの人は、上陸港を所轄する税関または最寄りの税関へお問い合わせください。

問 広島税関支署 (広島港湾合同庁舎内) ☎505・6921、☎505・6918 (民生課)

止水栓などの器具の故障や漏水したときは

所有者(使用者)が、熊野町指定給水装置工事業者に直接依頼して修理してください。この場合の費用は個人負担です。

町が敷設した配水管から分岐して設置した給水管と、これに直結した給水用具(蛇口、止水栓、湯沸器など)を給水装置といい、個人の所有物になります。また、宅地内の給水装置の修理については、個人の負担となります。



(水道課)

歯並び矯正は
症状で開始時期が異なります
専門家のいる当院へ!
無料相談お受けします
熊野団地 山野歯科医院 Tel:854-1139

来年、幼稚園入園のお友達へ...
入園説明会があります!
10月1日(土)10:30~
10月14日(金)10:30~
10月8日(土)9:30~
10月15日(土)9:30~
0823-33-0706
www.5a.biglobe.ne.jp/ykobato



熊野町の火災と救急
火災件数0件 死傷者0人
救急件数78件 搬送人員71人
-平成23年7月中-
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。

